

## 新十津川町空き家、空き地及びアパート情報バンク制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新十津川町内における空き家、空き地及びアパート（以下「空き家等」という。）の情報提供を円滑化し、空き家等の有効活用による定住の促進と地域の活性化を図るために、新十津川町空き家、空き地及びアパート情報バンク（以下「空き家等情報バンク」という。）について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する個人が居住を目的として建築及び取得した住宅のうち、現に居住していない住宅であって、良好な管理状態にあるもの及びその宅地（借地に建築されている場合を除く。）をいう。
- (2) 空き地 町内に存する住宅の建築に適当な面積を有する更地の宅地であって、良好な管理状態にあるものをいう。
- (3) アパート 町内に存する賃貸アパートの一室（空室の有無を問わない。）であって、良好な管理状態にあるものをいう。
- (4) 空き家等情報バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受け、空き家等の情報を登録し、空き家等利用希望者に対して、ホームページ等で公開し、情報提供を行う仕組みをいう。
- (5) 空き家等の利用 空き家及びアパートに居住すること又は空き地に概ね1年以内に住宅を建築し居住することをいう。
- (6) 所有者 空き家等に係る所有権その他の権利により、空き家及び空き地の売買又は空き家等の賃貸を行うことができる者をいう。
- (7) 不動産業者 宅地建物取引業法第3条第1項に規定する免許を受けた事業者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報バンク以外による空き家等の取引を規制するものではない。

### (空き家等の登録申請等)

第4条 空き家等に関する登録を受けようとする所有者（以下「申請者」という。）は、空き家等情報バンク登録申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、所有者及び当該委任業者との連名により提出しなければならない。

- (1) 同意書（別記様式第2号）
- (2) 当該年度分の固定資産税課税明細書又は当該空き家等の固定資産評価証明書
- (3) 不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、当該契約書の写し
- (4) 空き家等の外観の写真
- (5) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項に規定する登録の申請があったときは、その内容を確認し適当と認め

られる場合は、空き家等情報バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録（以下「バンク登録」という。）をしたときは、空き家等情報バンク登録完了通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、バンク登録をしていない空き家等について、適当と認められるものは、当該所有者に対して同制度の登録の申請を要請することができる。

（空き家等に係る登録事項の変更）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた申請者（以下「登録申請者」という。）は、当該登録申請書の内容に変更があったときは、空き家等情報バンク登録変更届出書（別記様式第4号）に変更内容を記載し、遅延なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、バンク登録の登録事項を更新しなければならない。

（空き家等に係る登録事項の抹消）

第6条 登録申請者は、成約（アパートを除く。）その他の事由により空き家等情報バンク登録申請書の情報を抹消するときは、空き家等情報バンク登録抹消届出書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（空き家等登録台帳の登録の抹消）

第7条 町長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を抹消し、空き家等情報バンク登録抹消通知書（別記様式第6号）により当該登録申請者に通知するものとする。ただし、第5号に該当することにより登録の抹消を受けた者は、改めて第4条第1項の規定による登録の申請を行うことができる。

（1）所有権その他の権利に異動があったとき。

（2）登録申請者から空き家等情報バンク登録抹消届出書が町長に提出されたとき。

（3）登録内容に虚偽があることが判明したとき。

（4）この要綱の規定に違反したことが判明したとき。

（5）登録された日から5年が経過したとき。

（6）空き家等情報バンク登録抹消届出書が提出されていないにもかかわらず、成約（アパートを除く。）したことが明らかであるとき。

（7）その他町長が登録台帳から抹消する必要があると認めたとき。

（公開情報の内容）

第8条 公開する情報は、空き家等情報バンク登録申請書の記載内容とし、空き家等の利用希望者が登録申請者に連絡する電話番号等の連絡先を公開するものとする。

2 連絡先は申請者とするが、不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、当該委任業者とすることができる。

（情報提供）

第9条 町長は、必要に応じて、空き家等の利用希望者に空き家等情報バンク登録申請書に登録された有用な情報を提供するものとする。

（情報提供に伴う責任等）

第10条 公開情報の内容に関する責任は登録申請者が負うものとする。

2 公開した情報を利用した契約行為については、契約の当事者において内容の確認を行いトラブル等は契約の当事者間で解決するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月15日から施行する。